

休学

病気その他の理由により、2カ月以上授業に出席できない学生は、休学を願い出ることができます。

また、病気等により修学が適当でないと認められたときは、教授会の議を経て休学を命じられる場合もあります。

●休学の期間

1学期間（「休学願」を授業運営課に提出した日～学期の末日）、または1年間

- *引き続き2年間（4学期間）、通算して4年間（8学期間）を超えることはできません。
- *期間が年度をまたがる場合は、改めて休学願を提出して許可を得なければなりません。
- *休学期間は、卒業に必要な修業年限の4年間、ならびに在学年数の8年間には算入されません。
- *当該学期の授業料等納付金が納入されていない場合は、休学の手続きができません。

休学期間中でも学則に抵触する行為があった場合には、教授会の議を経て退学を命じられることもあります。

●休学中の授業料

休学期間中は、所定の学費は徴収しません。

ただし、在籍料として当該年度の授業料・教育研究諸料および施設設備金の2分の1相当額を徴収します（休学開始の翌月から適用されます）。



■ 休学期間中の状況報告書

■「休学願」の提出方法

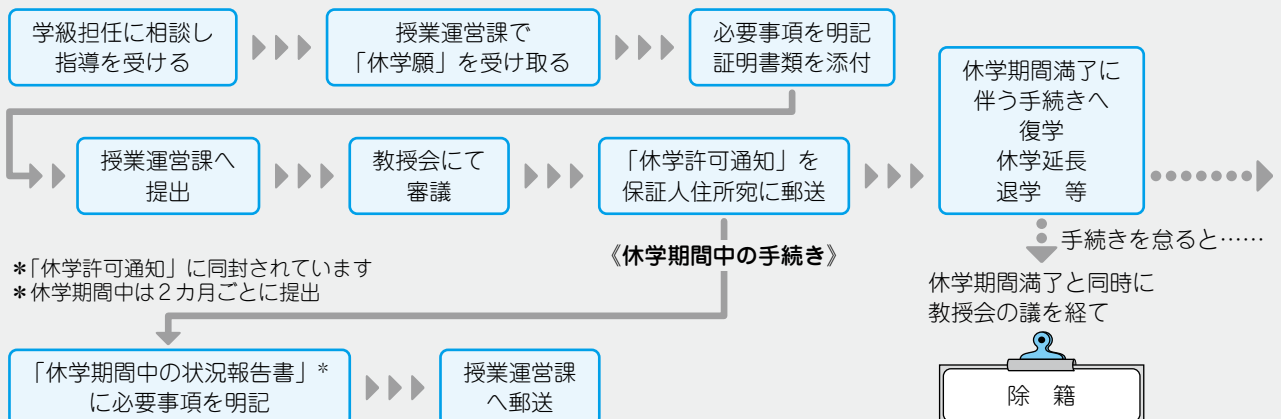
受け取り場所	提出先	添付書類(*1)	提出期限(*2)
授業運営課	授業運営課	(1) 「診断書」	1年間…6月15日
		(2) 「渡航計画書」	春学期…6月15日
		(3) 「研修先の受入れ許可証」 など	秋学期…12月15日

- (*1) (1) → 病気による休学の場合
(2)・(3) → 海外渡航による休学の場合
(*2) 提出期限最終日が土・日・大学が定める休日にあたる場合は、その翌日までとなります。
提出期限以降の「休学願」は、原則として受け付けません。

退学/除籍

☞ p.34 ~ 35

《休学手続きの流れ》



《書き方見本》

復学

●復学の時期

休学期間終了日の翌日（各学期の始めから）

- * 復学した学期によっては、履修できない科目があります。
- * 復学後の履修や卒業時期等については、担任もしくは教務担当教員の指導があります。

■ 復学した場合の学年

休学した期間	復学	学年
(1) 春学期のみ	当該学年の秋学期	翌年度は上級学年次生として扱う ^(*)
(2) 秋学期のみ	上級学年の春学期	上級学年次生として認める ^(*)
(3) 春～秋学期	休学学年の春学期	休学時の学年に留める
(4) 秋～春学期	休学学年の秋学期	休学時の学年に留める

(*) 農学部・工学部は、進捗チェックの結果による

《復学手続きの流れ》

